

作成しようとする産業標準の案の範囲

区分	範囲（左記の区分に応じ下記の範囲に限る。）
一般機械	<p>火力発電設備（蒸気タービン、ボイラなど）</p> <p>計量器及び測定方法</p> <p>工具（ダイヤモンド／CBN工具、機械刃物、木工用のこ、やすり及び作業工具を除く。）</p> <p>水力発電設備（水車及びポンプ水車に限る。）</p> <p>設計方法及び製図方法</p> <p>ねじ及び締結用部品（管用ねじ、ゲージ、アイボルト及び特殊用のねじ部品を除く。）</p> <p>ばね</p> <p>プリンタ</p> <p>油圧・空気圧</p> <p>用語及び図記号</p>
電子機器及び電気機器	<p>機能安全</p> <p>計量器及び測定方法</p> <p>材料</p> <p>照明・関連器具</p> <p>設計方法及び製図方法</p> <p>耐火性試験方法、電磁両立性試験方法、静電気試験その他環境試験方法</p> <p>通信機器、電子機器及びこれらの部品（補聴器、インターホン、低周波治療器、ヒューズ並びにこれらの関連機器及び部品を除く。）</p> <p>電気設備に関する通則的安全条件</p> <p>電気溶接機器及びこれらの部品</p> <p>電気用品及び電気設備（共通的部品及び共通的試験方法に限る。）</p> <p>電線及びその付帯設備</p> <p>電池</p> <p>配線器具</p> <p>用語及び図記号</p>
自動車	鉛蓄電池
非鉄金属	超電導材料

区分	範囲（左記の区分に応じ下記の範囲に限る。）
化学	計量器及び測定方法 ゴム及びゴム製品（タイヤ、ベルトを除く。）
管理システム	事業者の経営管理の方法（業種普遍的なものに限る。） 通則的適合性評価（経済産業大臣専管に限る。） 標準物質
窯業	計量器及び測定方法
医療安全用具	共通的電気設備及び安全条件（経済産業大臣専管に限る。）
情報処理	セキュリティ技術 プログラム言語 計量器及び測定方法 事務機器 情報システム及び電磁的記録（ソフトウェアを含み、地理情報を除く。） 情報通信部品及び器具 設計方法 電磁的記録の使用方法 電磁的記録媒体 用語、符号（コード）及び記号
その他	共通的電気設備及び安全条件（経済産業大臣専管に限る。） 共通的用語及び記号 ゴム製品 照明 通則的試験、分析及び測定の方法 通則的設計及び製図方法 標準数 品質管理 用語、符号（コード）及び記号

以上